



「農の雇用事業」

平成30年度第3回募集について

- 全国農業会議所では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する「農の雇用事業」平成30年度第3回の参加者を募集(予定)します。
- 事業対象(雇用就農者育成タイプ)となる研修生は、平成29年11月1日～平成30年7月1日の間に原則45歳未満で正社員として採用され、研修開始日(平成30年11月1日)時点で就業期間が4ヶ月以上となる方です。
- 事業実施を希望される農業法人等は、平成30年6月25日(月)～8月31日(金)までに熊本県農業会議に必要書類を提出下さい。FAXでの申込や提出期限を超えての申込は受付出来兼ねます。また、8月31日(金)午後5時まで必要書類の必着が原則であり、消印有効ではありませんので、併せてご留意下さい。
- また、農業法人等が新たな農業法人の設立や経営継承し法人設立を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成する「新法人設立支援タイプ」も併せて募集します。加えて、「次世代経営者育成派遣研修支援タイプ」及び「被災農業者向けタイプ」も年間を通じて随時募集しています。これら4タイプは、事業要件や申請方法等が雇用就農者育成タイプに比べて特殊となりますので、ご関心のある方は、まずは本会までお問い合わせ下さい。
- 「農の雇用事業」平成30年度募集は、事業要件等の改訂(裏面の下線部を参照)が一部あります。なお、詳細は、必ず「募集要領」にてご確認下さい。

※「農の雇用事業」の分類

- (1)雇用就農者育成タイプ
農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成。
- (2)新法人設立支援タイプ
①新たな農業法人の設立による独立を目指す者を雇用して実施する研修等に対して助成。
②後継者のいない農業者が農業経営資産を第三者である新規就農希望者等に継承し、その後法人設立を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成。
- (4)次世代経営者育成派遣研修支援タイプ
次世代の経営者や部門長等を目指す者を農業界や他産業界に派遣を通じて実施する研修に対して助成。
- (5)被災農業者向けタイプ
熊本地震を通じて被災された農業者を雇用し実施する研修に対して助成。

助成内容

【助成額】研修生1人あたり年間最大120万円

<内訳> ①新規就業者に対する研修費 月額最大97,000円

助成額の上限は、9万7千円または研修生に支払った賃金月額のいずれか低い金額となります。
(新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円)

②指導者研修費 年間最大120,000円

指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。
(新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大6万円)

【助成期間】最長24ヶ月(新法人設立支援タイプは最長48ヶ月)

当事業は農業法人等での新規就業者のOJT研修を支援するものであり、経営資金や従業員の給与補填を目的とするものではありません。

募集・研修等の期間

※「雇用就農者育成タイプ」及び「新法人設立支援タイプ」

募集年度・回	募集期間	研修助成期間	正社員採用日	
平成30年度第3回	平成30年6月25日～8月31日	平成30年11月1日～32年10月31日	平成29年11月1日～30年7月1日	募集開始
平成30年度第4回	平成30年10月～12月	平成31年2月1日～33年1月31日	平成30年2月1日～30年10月1日	予定

※1)平成30年3回募集以降は、現時点での予定ですので、変更の場合もあります。

※2)新法人設立支援タイプは、正社員以外の雇用形態でも可。但し、雇用就農者育成タイプを活用して経営継承を目指す場合は、その事業要件が適用されるため、雇用形態は正社員である事が前提となります。

※3)「次世代経営者育成派遣研修支援タイプ」及び「被災農業者向けタイプ」は、平成30年3月中旬～平成31年1月31日迄、随時募集となっています。

事業参加にあたっての主な要件

※「雇用就農育成タイプ」

必ず、募集要領にて
詳細をご確認下さい。

【農業法人等の要件】

- ① おおむね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業者等であること。
- ② 研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修指導者」(原則として、研修開始日時点で農業経験が5年以上ある役員又は従業員)を置くこと。なお、1人の研修生について、必要に応じて複数の研修指導者を置くことができる
- ③ 研修生との間で、期間の定めのない雇用契約(正社員(法人独立支援タイプの場合はこの限りでない)。農業法人等の役員等は含まない。)を締結すること。
- ④ 研修生を労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)に加入させること。また、法人の場合は社会保険(健康保険、厚生年金)にも加入させること。
- ⑤ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上(研修生が障がい者の場合は20時間以上)であること。
- ⑥ 従業員を常時10名以上雇用している事業者については、就業規則を整備し、労働基準監督署に届け出ていること。
- ⑦ 本事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと
- ⑧ 応募する年度の過去5ヶ年度(平成25年度～平成29年度)に本事業の対象となった研修生が2人以上いる場合、農業に従事している研修生の数が、本事業の対象となった研修生の2分の1以上であること。
- ⑨ 原則として、研修指導者等は一定期間内に雇用就農者の育成強化に資する研修・セミナーを受講すること。但し、定着率80%以上の経営体やGAP認証取得している経営体は、受講免除される場合がある。
- ⑩ 過去に要件違反等が発生したことにより、本会に返還すべき助成金がないこと。

【研修生の要件】

- ① 本事業での研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員採用日時点で原則45歳未満の者
- ② 研修開始時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上あること。
- ③ 過去の農業経験が正社員採用日時点5年以内であること。
- ④ 農業法人等の代表者の3親等以内かつ同居している者でないこと。(例外は募集要領参照)
- ⑤ 過去に当該農業法人等の正社員ではなかったこと。
- ⑥ 過去に農業法人等で農業次世代人材投資資金(準備型)又は青年就農給付金(準備型)の交付を受けて研修していないこと。

応募の流れについて

※「雇用就農育成タイプ」

研修開始の4ヶ月以上前かつ
1年以内に正社員として採用
(採用期間H29.11.1～H30.7.1)

本会へ応募申請書類提出
(H30.6.25～8.31:必着)

本会で書類確認・面談
(到着順に随時対応)
※H30.9.7迄に面談実施
内部審査会(9月中旬)

事業(研修)開始
(H30.11～H32.10)

全国農業会議所で最終審査会開催及び審査結果通知
(最終審査会:10月24日(予定))
(経営体への結果通知:10月下旬)

※年齢が45歳以上50歳未満の場合や定着率が悪く離農防止改善策が提出されている場合は、審査結果通知が遅れる場合があります。

◆事業に関する問い合わせは「(一社)熊本県農業会議」(岩崎、和田、出田)へ
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号県庁内 TEL:096-384-3333 FAX:096-385-1468

詳しくはインターネットで...

ひのくにネット

検索

農の雇用事業

検索